

教職員は、県民の教育に対する期待の大きさを認識して、直面する課題に積極的かつ創意工夫して取り組み、県民から信頼、評価される教育行政の推進に努めなければなりません。

そのため、一人の教職員の非違行為が兵庫の教育全体の信用・信頼を損ねるということを認識した上で、教職員としての誇りと責任を自覚し、常に自らの行為が相応しい行為かどうかを考えることによって服務規律の確保と、教育の専門家としての資質の向上に努めることが肝要です。

綱紀粛正及び服務規律の確保について、平成 29 年 7 月 12 日付けで通知し、校内研修会等で周知徹底しましたが、依然として盗撮や窃盗など非違行為が続いています。

改めて、通知に基づき、服務規律を遵守し、今一度襟を正し職務に精励するとともに、下記について特に留意してください。

記

1 非違行為の防止

今年度、ハラスメントをはじめ、盗撮等のわいせつ事案、窃盗等の非違行為が続いている。全体の奉仕者としての公務員の立場を十分認識し、法令遵守の意識を一層高めて、自己の行動を厳しく律すること。

(1) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは被害者の人権を侵害するだけでなく、心身にダメージを与え、場合によっては長期療養を強いるようなこともあり、職場の環境や校務遂行にも影響を及ぼすことを十分認識し、良好な人間関係を維持すること。

また、課題や問題を一人で抱え込まずに、職場の同僚や知人、管理職等、身近な信頼できる人に相談するとともに、状況に応じて相談窓口を利用すること。

(2) 盗撮等のわいせつ行為及び窃盗は、絶対行わないこと。

(3) 人間的なふれあいに基づく生徒指導を徹底し、体罰は絶対に行わないこと。また、体罰を行った場合はもちろんのこと、厳しい指導を行った場合も、必ず管理職に報告すること。

(4) 個人情報などの重要な情報が記録されている電子媒体等の管理については、校内で定めたルールに従い、セキュリティの万全を期し、原則として校外へ持ち出すことのないようにすること。やむを得ず持ち出す場合は、必要最小限とし、校長の指定する者の許可を必ず得るとともに、絶対に紛失しないよう管理について細心の注意を払うこと。

2 交通法規の遵守

教職員の交通事故が依然として多いことから、交通法規の遵守と交通事故防止に留意すること。特に年末年始は飲酒の機会が増えるが、飲酒運転は絶対にしないこと。

また、飲酒を伴う会合等に参加する場合には、公共交通機関等を利用し、自動車を運転しないようにすること。また、予め適切な帰宅手段を確保し、絶対に飲酒運転をしない措置を講じておくこと。

3 仕事と生活の調和

超過勤務の縮減、子育て・介護と仕事の両立及び働きやすい職場づくりに取り組むこと。

また、「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、すべての学校で週 1 回以上の「教職員定時退勤日」、週 1 回以上の「ノー会議デー」、平日週 1 回、休業日（土・日曜日等）月 2 回以上の「ノー部活デー」を完全実施し、勤務時間の適正化に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。

さらに、自身の勤務時間を把握するため、従事時間申告表を確実に記載し、自身のタイムマネジメントの確立を図り、勤務時間の適正化に努めること。また、すべての教職員が参画し、主体的に取り組むこと。

4 児童生徒の人権尊重と安全確保

教育活動全体を通じて児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成に努めると共に、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育に努めること。

(1) いじめを許さず、人権や生命を守る教育指導の充実に努めること。

いじめは、人権侵害であり、決して許されないと強く意識するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分に認識すること。児童生徒に対しては、信頼関係を築くとともに、いじめを受けた時には自分一人で抱え込まず、教師や保護者等に相談するよう、指導の徹底を図ること。また、各学校の「いじめ防止基本方針」を共通理解するとともに、平成29年8月に改訂した本県作成の「いじめ対応マニュアル」を効果的に活用し、組織的かつ適切な対応がなされるよう研修に努めること。

(2) 児童生徒等の自然災害等を含めた事故の未然防止のため、安全教育の充実及び安全管理の徹底を図ること。

また、児童生徒の自殺予防については、自殺につながる危険性のあるサインを発する児童生徒に対して心のケアに一層努めるとともに、教職員一人一人が児童生徒の発達段階における心理的な特徴を十分に理解し、状況把握に努め、必要に応じて保護者との面談等を行うなど、日頃から児童生徒の心情の変化を察知することに努めること。

(3) 児童生徒の「自主的・主体的な判断力」を育成する情報モラル教育の充実に努めるとともに、県青少年愛護条例の改正を踏まえ、児童ポルノ自撮り被害を初めとするインターネット犯罪被害の防止の徹底を図ること。

また、神奈川県座間市での痛ましい事件の発生を踏まえ、人の目の届きにくいSNSの特性やインターネットリテラシーへの理解を深め、フィルタリング活用の重要性及びインターネット利用に関するルールづくりの大切さを、児童生徒・保護者に対して十分指導すること。

5 健康管理

日頃の健康状態に十分留意し、定期健康診断後の再検査・保健指導等を受診し、疾病の予防と早期発見を心がけること。

6 研修の実施

教職員としての専門知識・技能の習得、得意分野づくりや個性の伸長、豊かな見識と指導者としての視野を広げるため、研修に努めること。

教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであるが、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容や研修場所が適切であるかどうか十分留意し、計画すること。

平成29年12月15日

兵庫県教育長